

年管管発 0331 第 14 号

平成 26 年 3 月 31 日

日本年金機構全国一括業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について

特別障害給付金の届出等に係る事務については、「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日庁保険発第 0513001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「通知」という。）により取り扱われているところである。

今般、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 9 号）の施行に伴い、未支給年金を受けることのできる遺族の範囲が拡大されたことを受け、特別障害給付金を受けている者が死亡した場合における未払金についても、同様の扱いをすることとした。

ついては、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日以降に受給資格者が死亡した場合の未払金について適用することとするので、遺漏のないよう取り扱われたい。

○特別障害給付金事務取扱要領（平成 17 年 5 月 13 日庁保発第 0513001 号）新旧対照表

改正後	現 行
3（１）～（５）（略） （６）特別障害給付金を受けている者が死亡した場合における未払金については、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等の施行について」（平成 17 年 3 月 28 日年発第 0328003 号・庁保発第 0328004 号）の第 6 により、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、<u>兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族</u>であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に支払うこととなるが、当該未払金の請求書には、次の書類を添付させるものとする。 なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。 ア～ウ（略） 別添 特別障害給付金事務取扱要領 第 5 章 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1 帳簿等の様式（略） 2 請求書等の様式 <u>特別障害給付金受給資格者死亡届・未払金請求書（別紙）</u>	3（１）～（５）略 （６）特別障害給付金を受けている者が死亡した場合における未払金については、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等の施行について」（平成 17 年 3 月 28 日年発第 0328003 号・庁保発第 0328004 号）の第 6 により、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に支払うこととなるが、当該未払金の請求書には、次の書類を添付させるものとする。 なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。 ア～ウ（略） 別添 特別障害給付金事務取扱要領 第 5 章 第 1 節（略） 第 2 節 諸様式 1 帳簿等の様式（略） 2 請求書等の様式 <u>特別障害給付金受給資格者死亡届・未払金請求書（別紙）</u>

特別障害給付金 受給資格者死亡届
未払金請求書

局長	次長	課長	係長	係員

◎「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。

死亡した受給資格者	① 受給資格者番号												
	② 生年月日	明. 大. 昭 M T S		年	月	日	※状態						
	③ 死亡した年月日	平成		年	月	日	9	9					
届出者	④ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)										
	⑤ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名) ⑥続柄										
	⑦ 郵便番号												
請求者	⑧ 住所	(フリガナ)	市区町村										
	⑨ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名) ⑩続柄										
	⑪ 郵便番号												
	⑫ 住所	(フリガナ)	市区町村										
	⑬ 支払機関	(ア)口座振込 (イ)現金受取	※コード	(フリガナ)									
			銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	預金通帳の記号番号							
	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	都道府県名	金融機関の証明 印										
	銀行 ちゆう	通帳記号	通帳番号(右詰で記入してください) ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明 印										
	支払店の所在地	郵便番号	(フリガナ) 郡市 町・村・区										
	支払店の名称	(フリガナ)											
※ 枠内にゆうちょ銀行の店舗名又は郵便局名を記入してください。													
⑭ 受給資格者の死亡当時、受給資格者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。													
(ア) 配偶者	(イ) 子	(ウ) 父母	(エ) 孫	(オ) 祖父母	(カ) 兄弟姉妹	(キ) (ア)～(カ)以外の三親等内の親族							
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない							
⑮ 備考													

平成 年 月 日 提出 自宅の電話番号 () - () - ()

⑯

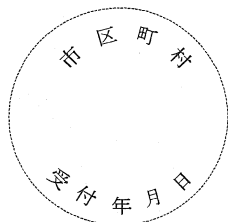
生計同一証明

上記の請求者は、受給資格者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 住所
職名・氏名

印



改正後

未払金を受けることができる者の順位

未払金を受けることができる者の順位は、死亡した受給資格者と生計を同じくしていた(ア)配偶者、(イ)子、(ウ)父母、(エ)孫、(オ)祖父母、(カ)兄弟姉妹、(キ)(ア)から(カ)以外の三親等内の親族の順です。

あなたより先順位の方がいる場合は、未払金を受けることができません。

記入上の注意

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 未払金を請求できない方は、死亡届のみ記入してください。
- 3 ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、「

明	大	昭和	0	9	0	1	0	6
M	T	S						

」のように記入してください。
- 4 「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。
- 5 支払機関について、(ア)口座振込又は(イ)現金受取を選択し、いずれかに記入してください。
 - (1) (ア)口座振込を希望される場合は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」または「ゆうちょ銀行」のいずれかを正しい名称で記入してください。
金融機関(ゆうちょ銀行を除く)を希望される場合は、「銀行・金庫・信組」「本店・支店・出張所」「信連・信漁連・農協・漁協」および「本所・支所・本店・支店」は該当する文字を○印で囲んでください。預金通帳の記号番号を記入し、金融機関の証明を受けてください。
ゆうちょ銀行を希望される場合は、通帳記号及び通帳番号を記入し、ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明を受けて下さい。
 - (2) (イ)現金受取を選んだ場合は、ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明は必要ありません。なお、選択できる郵便局は、国庫送金を取り扱う郵便局に限られます。支払店の所在地の「郡・市」は該当する文字を○印で囲んでください。
現金受取を選んだ場合は、指定したゆうちょ銀行の店舗(又は郵便局)での現金受け取りとなりますので、口座振込の振込日より受け取りが数日遅くなります。
- 6 ⑭には、特別障害給付金の受給資格者が死亡した当時、受給資格者と生計を同じくしていた(ア)配偶者、(イ)子、(ウ)父母、(エ)孫、(オ)祖父母、(カ)兄弟姉妹、(キ)(ア)から(カ)以外の三親等内の親族の該当する文字(いる・いない)を○印で囲んでください。
- 7 ⑮には、①に記入すべき給付金の認定を請求中であるときは、提出した市区町村名および提出年月日を記入してください。
- 8 ⑯には、住民票上、受給資格者と請求者の住所が異なっているときであって、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類がない場合は、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことの証明を民生委員、町内会長、事業主、船舶所有者、社会保険委員、家主など第三者から受けてください。

この請求書に添えなければならない書類

1. 未払金請求書および死亡届を提出する場合
 - (1) 受給資格者証(添えることができないときは、その事由書)
 - (2) 受給資格者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
 - (3) 死亡した受給資格者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民票でこれに代えることはできません。)
 - (4) 受給資格者と請求者の住民票の写し(住民票上、受給資格者と請求者の住所が異なっているときは、住民票の他に⑯に第三者の証明を受けるか、又は、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類。)
 - (5) 口座振込を希望される方で、金融機関又はゆうちょ銀行の証明欄に証明が受けられない場合は、預金通帳の記号番号又は通帳番号についての当該金融機関又はゆうちょ銀行の証明書
2. 死亡届のみ提出する場合
 上記の(1)、(2)の書類

◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちのだれか1名が代表して未払金の請求をしてください。

特別障害給付金 受給資格者死亡届
未払金請求書

局長	次長	課長	係長	係員

◎「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。

死亡した受給資格者	① 受給資格者番号												
	② 生 年 月 日		明. 大. 昭 M T S		年		月				※状態		
	③ 死 亡 し た 年 月 日		平 成		年		月				9 9		
届 出 者	④ 氏 名		(フリガナ) (氏)		(名)								
	⑤ 氏 名		(フリガナ) (氏)		(名)						⑩続柄		
	⑦ 郵便番号												
請 求 者	⑧ 住 所		(フリガナ)		市区 町村								
	⑨ 氏 名		(フリガナ) (氏)		(名)						⑩続柄		
	⑪ 郵便番号												
⑬ 支払機関	(ア)口座振込 (イ)現金受取	※コード		(フリガナ)		銀行 金庫 信組		本店 支店 出張所		1 普通 2 当座		預金通帳の記号番号	
		都道府県名										金融機関の証明	
		通帳記号		通帳番号(右詰で記入してください)		ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明						印	
⑭ 受給資格者の死亡当時、受給資格者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。		配偶者		子		父 母		孫		祖 父 母		兄 弟 姉 妹	
⑮ 備 考		いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない		いる・いない	

平成 年 月 日 提出 自宅の電話番号 () - () - ()

⑯ 生 計 同 一 証 明

上記の請求者は、受給資格者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

平成 年 月 日

証 明 者 住 所
職名・氏名

印



現行

未払金を受けることができる者の順位

未払金を受けることができる者の順位は、死亡した受給資格者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

あなたより先順位の方がいる場合は、未払金を受けることができません。

記入上の注意

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 未払金を請求できない方は、死亡届のみ記入してください。
- 3 ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、「

明	大	◎
M	T	S

090106」のように記入してください。
- 4 ⑬には、①に記入すべき給付金の認定を請求中であるときは、提出した市区町村名および提出年月日を記入してください。
- 5 「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。
- 6 支払機関について、(ア)口座振込又は(イ)現金受取を選択し、いずれかに記入してください。
 - (1) (ア)口座振込を希望される場合は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」または「ゆうちょ銀行」のいずれかを正しい名称で記入してください。
金融機関(ゆうちょ銀行を除く)を希望される場合は、「銀行・金庫・信組」「本店・支店・出張所」「信連・信漁連・農協・漁協」および「本所・支所・本店・支店」は該当する文字を○印で囲んでください。預金通帳の記号番号を記入し、金融機関の証明を受けてください。
ゆうちょ銀行を希望される場合は、通帳記号及び通帳番号を記入し、ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明を受けて下さい。
 - (2) (イ)現金受取を選んだ場合は、ゆうちょ銀行(又は郵便局)の証明は必要ありません。なお、選択できる郵便局は、国庫送金を取り扱う郵便局に限られます。支払店の所在地の「荘・市」は該当する文字を○印で囲んでください。
現金受取を選んだ場合は、指定したゆうちょ銀行の店舗(又は郵便局)での現金受け取りとなりますので、口座振込の振込日より受け取りが数日遅くなります。
- 7 ⑭には、特別障害給付金の受給資格者が死亡した当時、受給資格者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の該当する文字(いる・いない)を○印で囲んでください。
- 8 ⑯には、住民票上、受給資格者と請求者の住所が異なっているときであって、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類がない場合は、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことの証明を民生委員、町内会長、事業主、船舶所有者、社会保険委員、家主など第三者から受けてください。

この請求書に添えなければならない書類

1. 未払金請求書および死亡届を提出する場合
 - (1) 受給資格者証(添えることができないときは、その事由書)
 - (2) 受給資格者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
 - (3) 死亡した受給資格者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民票でこれに代えることはできません。)
 - (4) 受給資格者と請求者の住民票の写し(住民票上、受給資格者と請求者の住所が異なっているときは、住民票の他に⑯に第三者の証明を受けるか、又は、受給資格者の死亡当時、請求者が受給資格者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類。)
 - (5) 口座振込を希望される方で、金融機関又はゆうちょ銀行の証明欄に証明が受けられない場合は、預金通帳の記号番号又は通帳番号についての当該金融機関又はゆうちょ銀行の証明書
2. 死亡届のみ提出する場合

上記の(1)、(2)の書類

◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちのだれか1名が代表して未払金の請求をしてください。